

10. この規程の変更は平成 30 年 12 月 3 日
第 5 回理事会の議決により、即日実施する。

◎理事会傍聴規則

(目的)

第 1 条 本組合の様々な事業を運営・実施するための活動方針を審議決定する理事会を広く組合員に公開し、情報公開の一環として共に、直接理事会を傍聴することにより事業への理解と参加意識を高め、積極的な協力を促進することを目的とする。

(定員・資格)

第 2 条 1 回の理事会につき、傍聴人の定員は 5 名とする。但し、傍聴人は組合員とし、傍聴希望者が 6 名以上の場合は申し込み先着順とする。

(申込)

第 3 条 傍聴希望者は支部を通じて組合事務局へ申し込み、傍聴券及び傍聴規則の交付を受けた場合にのみ傍聴できる。

(交付)

第 4 条 理事長は、傍聴申込者が適格である場合は、傍聴券及び傍聴規則を交付する。

(傍聴)

第 5 条 傍聴人は会議当日傍聴券を持参し、所属支部長の確認の後、理事会開会までに会議場の指定された傍聴席に着座しなければならない。

(禁止事項)

第 6 条 傍聴人は会議中、会議の進行、議案の審議に支障をきたす次の行為をしてはならない。【無許可発言、拍手、貼紙、襷、写真・ビデオ撮影、録音、飲食等】

第 7 条 傍聴人は審議中及び採決時に、議案に対して賛否の意思表示及び行為をしてはならない。

(指示・退場)

第 8 条 傍聴人は、会議中議長の指示があった場合はその指示に従わなければならない。

第 9 条 議長は、傍聴人が本規則に違反した場合、あるいは指示に従わない場合は退場させることができる。

(費用負担)

第 10 条 傍聴人が傍聴に要する費用は、すべて傍聴人の負担とする。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるものの他、傍聴に関し必要な事項は議長が裁定する。

<別 表>	
1) 給付金表 (還付金表)	6) 共済会加入申込書
2) 死亡給付金請求書	7) 従業員加入申込書
3) 療養見舞金請求書	8) 給付金受領書
4) 災害見舞金請求書	9) 加入者台帳
5) 退会還付金請求書	

<給付金表>			
区 分		組合員	従業員
死亡弔慰金		100,00 円	100,00 円
病 障 害 見 舞 金	入 院		
	1 年以上	80,000 円	80,000 円
	180 日以上	60,000 円	60,000 円
	90 日以上	50,000 円	50,000 円
	60 日以上	40,000 円	40,000 円
	30 日以上	35,000 円	35,000 円
災 害 見 舞 金	14 日以上	20,000 円	20,000 円
	5 日以上	15,000 円	15,000 円
	(店舗) 全焼・全壊 半焼・半壊	200,000 円 100,000 円	

<還付金表>		
区 分	在会年数	還付金
転業・廃業 による退会 還付金	満 40 年以上	15,000 円
	満 30 年以上	12,500 円
	満 20 年以上	10,000 円
	満 15 年以上	7,500 円
	満 10 年以上	5,000 円
	満 5 年以上	2,500 円

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会において出席理事の過半数の議決を要する。

(付 則)

1. この規則は、平成13年9月18日から施行する。

◎選手激励基金要綱

(目 的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下、組合という）の代表またはそれに準ずる者として、全日本美容技術選手権大会や国際大会等に出場する組合員、あるいはその従業員に対し、組合はその負担を軽減し、かつ応援するため選手激励基金を設置する。

(基 金)

第2条 基金は次の各号により構成する。

- (1) 組合員からの寄付金
- (2) 一般寄付金
- (3) その他

第3条 基金として積み立てる額は選手への激励金を賄える額を目標とする。

第4条 基金は毎年開催される全日本美容技術選手権大会等に出場する選手に対し、その参加費の一部として、また競技の健闘に報いる報奨金として贈る。

(運 用)

第5条 この組合に基金運用委員会を置く。

第6条 基金運用委員会は理事長、副理事長をもって構成する。

第7条 基金運用委員会は理事長が招集し、必要事項について協議する。

(報 告)

第8条 基金は、組合理事長が信用ある金融機関に預け保管する。また、基金の収支を毎年度終了後速やかに理事会に報告する。

(要綱の変更)

第9条 この要綱の変更は、理事会において出席理事の過半数を要する。

(付 則)

1. この要綱は、平成12年10月1日から運用する。

◎脱退・廃業者(店)の共済事業取扱要綱

(目 的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）を脱退・廃業した者（店）が加入する共済事業について、組合員の共済制度という主旨に基づき、非組合員となった者（店）が速やかに各共済制度から脱退するよう組合が取り扱う。

(取 扱)

第2条 第1条の目的のため脱退・廃業者（店）の加入する各共済制度について組合は次のように取り扱うこととする。

1. 総合福祉共催制度について、脱退・廃業した元組合員及び従業員が1ヶ月以内に脱退手続きを終えない場合、組合が代理としてその手続きを行うことができる。
2. 美容所賠償責任補償制度について、脱退した元組合店は掛金が年払いのためその年の9月1日までは補償が継続されるが、それ以降は組合が代理として脱退手続きを行うことができる。また、廃業店が1ヶ月以内に脱退手続きを終えない場合は組合が代理として中途脱退手続きを行うことができる。但し、中途脱退による掛金の返金はない。
3. 休業補償共済制度について、脱退した加入者は掛金が年払いのためその年の10月1日まで補償が継続されるが、それ以降は組合が代理で脱退手続きを行うことができる。但し、他の職業に転職した場合は1ヶ月以内に中途脱退手続きを行ってもらう。また、同じく廃業した加入者は中途脱退となるが、手続きには本人の署名・捺印が必要なため廃業後1ヶ月以内に手続きを行ってもらう。但し、10月1日の契約更新時には組合が代理として脱退手続きを行うことができる。中途脱退の場合は掛金の一部返金がある。

(要綱の変更)

第3条 この要綱の変更は、理事会において出席理事の過半数の同意を要する。

(付 則)

この要綱は平成29年4月17日から運用する。